

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高圧ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号					
不利益処分の種類	容器検査所の検査主任者の解任命令	根拠条項	第52条第4項					
処分基準	<p>高圧ガス保安法若しくは同法に基づく命令の規定に違反したとき、又はその者に職務を行わせることが容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき</p>							
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	34～